

# 居宅介護支援重要事項説明書

( 年 月 日現在)

## 1. 事業者（法人）概要

事業所（法人）の名所	社会福祉法人 翡翠会
所在地	千葉県大網白里市大網 5347
代表者（職名・氏名）	理事長 大越 一博
電話番号	0475-73-8688

## 2. ご利用事業所の概要

### (1) 居宅介護支援の指定事業所番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 かきつばた
所在地	千葉県大網白里市富田 2026-2
事業所番号	1279200172
電話番号	0475-53-6161
サービスを提供する地域	大網白里市 茂原市 白子町 九十九里町 千葉市緑区 若葉区 東金市 山武市

### (2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	事業所の業務管理及び 指定居宅介護支援の提供	2名以上
ケアマネージャー	介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供	

### (3) 営業日時

営業日 平日・祝祭日 午前8時～午後5時

休業日 土曜日・日曜日・年末年始（12月31日～1月2日）

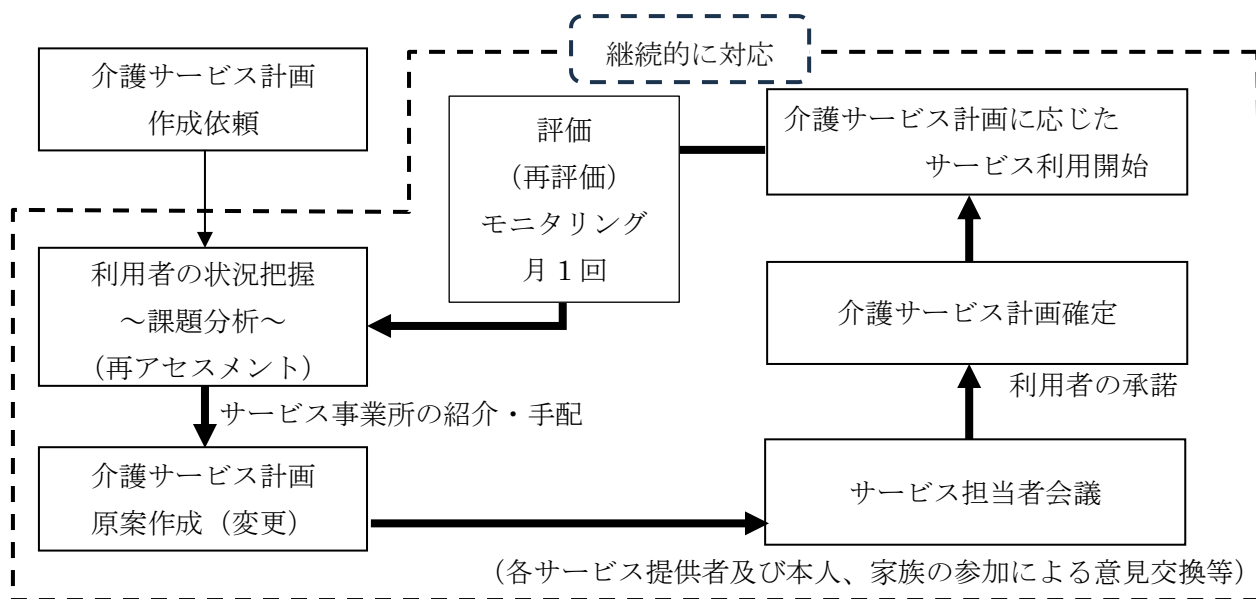
（時間外はこちらまで 080-7830-3665）

### (4) 相談窓口

電話 0475-53-6161（午前8時～午後5時）

担当 仁科 映子

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、一旦、1ヶ月に1カ月当たりの料金をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

この証明書を後日、\_\_\_\_\_(市・区・町・村)の窓口に出していと全額払い戻しを受けられます。

(1) 居宅介護支援の利用料

※当事業所の地域区分は7級地の適用地域であり、1単位 10.21円になります。

①居宅介護支援費 I

要介護 1、2      1086 単位 (11,088 円)

要介護 3、4、5   1411 単位 (14,406 円)

②初回加算 300 単位 (3,063 円)

新規に居宅サービス計画を算定した場合、及び要介護度区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。

③通院時情報連携加算 50 単位 (510 円) 利用者一人につき1月に1回限度 (令和3年改定新設)

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でサービス計画等に記録した場合に算定。

④退院・退所加算

退院又は退所にあって病院等、施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に算定。

- (I) イ 450 単位 (4,594 円)
  - ・入院、入所施設職員より必要な情報をカンファレンス以外の方法で受ける。
- ロ 600 単位 (6,126 円)
  - ・イにおける情報提供をカンファレンスにより 1 回受ける。
- (II) イ 600 単位 (6,126 円)
  - ・(I) イにおける情報提供を 2 回以上受ける。
- ロ 750 単位 (7,657 円)
  - ・(II) イにおける情報提供のうち 1 回以上はカンファレンスにより受ける。
- (III) 900 単位 (9,189 円)
  - ・(I) イにおける情報提供を 3 回以上受け、うち 1 回以上はカンファレンスによる。

⑤入院時情報連携加算(I) 250 単位 (2,552 円)

利用者が入院するに当たり、病院等の職員に対して利用者の心身の状況や生活状況等の必要な情報を病院等に、当日以内に提供した場合。

入院時情報連携加算(II) 200 単位 (2,042 円)

利用者が入院するに当たり、病院等の職員に対して利用者の心身の状況や生活状況等の必要な情報を翌日又は翌々日に提供した場合。

※営業時間終了後に入院し、入院から 3 日目が営業日以外の日の場合はその翌日を含む

⑥緊急時居宅カンファレンス加算 2,042 円

病院等の求めにより、医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要なサービスの利用に関する調整を行った場合。

(2) 解約料

利用者は契約を解約することができ、解約料はかかりません。

5. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービスの利用開始

契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約出来ます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介致します。

③自動終了

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
- ・利用者が死亡した場合。

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知する事により、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

※医療機関へ入院した場合はご連絡下さい。サービスを一旦休止致します。

6. 公正中立性の確保

- (1) 利用者及びその家族がサービスを選択する事を基本とし、利用者が適切なサービスを円滑かつ容易に利用できる様、地域の保険・医療・福祉の専門家や地域包括センターと連携して利用者及びその家族を公正、中立に支援いたします。
- (2) 公正中立なケアマネジメントの確保の為 利用者及びその家族がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所の選択に当たっては複数の事業所の紹介を求める事ができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。
- (3) 利用開始時に以下の情報を別紙1にて提供させていただきます。
  - ①前6か月間に作成された居宅サービス計画総数のうち 訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合（令和3年度法改正で追加）\*  
注意：前6か月とは説明日から前6か月ではなく 1) 前期3月1日から8月31日  
2) 後期9月1日から2月末日 説明時直近となる 1) または2) の期間の数値です。
  - ②前6か月に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）  
\*前6か月の考え方は①と同じです。

7. 入院時における医療と介護の連携

入院時には担当ケアマネージャーの氏名、事業所等 情報を入院先医療機関に提供して頂けますようお願い申し上げます。

8. サービスの提供にあたり

事項	有・無	備考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	有	全社協方式
介護支援専門員への研修の実施	有	
契約後、居宅サービス計画の変更	有	

上記の対応の体制を取っております。

## 9. 秘密の保持について

- (1) 事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及び家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
- (3) 職員で無くなった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

## 10. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

## 12. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会の委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

## 13. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

## 14. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の居宅介護支援に関する苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての苦情を承ります。

担当 仁科 映子      電話：0475-53-6161

- (2) その他

当事業所以外に市町村と国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝える事ができます。

※お客様の居住区の市町村にお伝え下さい。

市町村名	担 当	電 話
大網白里市	高齢者支援課	0475-70-0309
茂原市	高齢者支援課	0475-20-1572
白子町	健康福祉課	0475-33-2113
九十九里町	健康福祉課	0475-70-3184
東金市	高齢者支援課介護給付係	0475-50-1219
山武市	高齢者福祉課介護保険係	0475-80-2641
千葉市緑区	高齢者障害支援課 介護保険室	043-292-9491
千葉市若葉区	高齢者障害支援課 介護保険室	043-233-8263

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理窓口  
電話：043-254-7428

8. 当法人関係事業所

- 障害者支援サービス : 青い鳥工房 カサ・ロサーダ 翡翠の宿一休
- 相談支援事業 : 山武みどり学園 山武みどり学園松尾 居宅介護支援かきつばた
- 障害児通所施設の経営 : 山武青い鳥の家
- 小規模多機能型居宅介護事業所 : かきつばた
- 認知症対応型老人共同生活事業 : ほほえみの里かきつばた

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

<事業所名> 社会福祉法人 翡翠会 居宅介護支援事業所 かきつばた

<指定都道府県名> 千葉県

<指定事業所番号> 1279200172

<住所> 千葉県大網白里市富田 2026-2

<代表者名> 理事長 大越 一博 印

<説明者> 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印